

令和 8 年度 新たに利用定員を設定する乳児等通園支援事業所について

1. 趣旨

特定乳児等通園支援事業所の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、「子ども・子育て会議」の意見を聴取する必要がある旨、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）による改正後の子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 3 項に規定されていることから、令和 8 年度に新たな利用定員を設定することについてのご意見を伺うものです。

2. 新たに定める利用定員について

以下が新たに利用定員を定める特定乳児等通園支援事業所です。

表に記載している利用定員は、1 時間あたりに受け入れ可能な利用者数を意味します。

(単位：人)

区	施設類型	施設名	利用定員			
			0 歳	1 歳	2 歳	合計
堺	小規模保育事業 A 型	ぶどうの家保育園	1	1	1	3
	幼保連携型認定こども園	錦西こども園	2	2	1	5
中	幼保連携型認定こども園	せんこう幼稚園	2	4	6	12
	幼保連携型認定こども園	まつのみこども園	2	3	5	10
	幼保連携型認定こども園	鈴の宮幼稚園	0	2	4	6
	幼保連携型認定こども園	青英こども園	2	4	6	12
	幼保連携型認定こども園	こども園うえの	1	1	1	3
	幼保連携型認定こども園	東陶器こども園	2	2	1	5
東	幼保連携型認定こども園	菩提幼稚園	0	2	4	6
	事業所内保育事業	ハーモニ保育園	1	1	1	3
	幼保連携型認定こども園	菩提こども園しらさぎ	1	2	2	5
	幼保連携型認定こども園	日置荘こども園	2	2	1	5
西	幼保連携型認定こども園	鳳西こども園	3	5	5	13
	保育所	みんなの保育園	1	1	1	3
	小規模保育事業 A 型	鳳メノール	1	0	0	1
	幼保連携型認定こども園	ペガサス保育園	1	2	2	5
	幼保連携型認定こども園	ペガサス第二保育園	1	2	2	5
	幼保連携型認定こども園	こども園くさべ	1	1	1	3
	小規模保育事業 A 型	たあとるほいくえん 鳳園	1	1	1	3
	小規模保育事業 A 型	ペガサス保育園つばさ	2	2	0	4
	小規模保育事業 A 型	うり坊保育園	1	0	0	1
南	幼保連携型認定こども園	泉北園	1	1	2	4
	幼保連携型認定こども園	三原台こども園	1	1	1	3
	幼保連携型認定こども園	ペガサス福泉中央こども園	1	2	2	5
	幼稚園型認定こども園	みいけだい幼稚園	0	6	6	12
	幼稚園型認定こども園	槇塚幼稚園	1	1	1	3

南	幼稚園型認定こども園	宮山台幼稚園	0	6	6	12
	幼稚園型認定こども園	美木多幼稚園	1	0	1	2
	幼稚園	茶山台幼稚園	0	0	5	5
北	幼保連携型認定こども園	あかつき保育園	2	2	3	7
	幼保連携型認定こども園	かなおか保育園	2	2	2	6
	幼保連携型認定こども園	五ヶ荘保育園	1	1	0	2
	幼保連携型認定こども園	わんぱく保育園	1	2	2	5
	幼稚園型認定こども園	中央幼稚園	0	5	3	8
	幼保連携型認定こども園	東三国丘保育園	2	2	2	6
	幼保連携型認定こども園	新金岡西こども園	3	0	0	3
	幼保連携型認定こども園	東浅香山こども園	2	2	1	5
合計			46	73	82	201

【参考】

利用定員を設定することに係る関係法令について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）による改正後の子ども・子育て支援法の概要

※ 1

（特定乳児等通園支援事業者の確認）

第 54 条の 2 第 3 項 市町村長は、特定乳児等通園支援事業所の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない。

※ 2

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定乳児等通園支援事業者に係る必要利用定員総数その他の乳児等通園支援の量の見込み並びに当該市町村が実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期